公　示　送　達　書

令和８年 11 月 27 日
日本年金機構
新宿年金事務所長
田谷　和之

下記書類は、当年金事務所国民年金担当課に保管してありますから、来所の上、受領してください。

送達を受けるべき者の氏名	吉村　啓照
送達する書類 （記号番号等）	国民年金法の規定により送達する書類 （国 1116-01）

（注意）

上記書類は、国税通則法第１４条第３項の規定により、公示をした日から起算して７日を経過したときに送達があったものとみなされます。